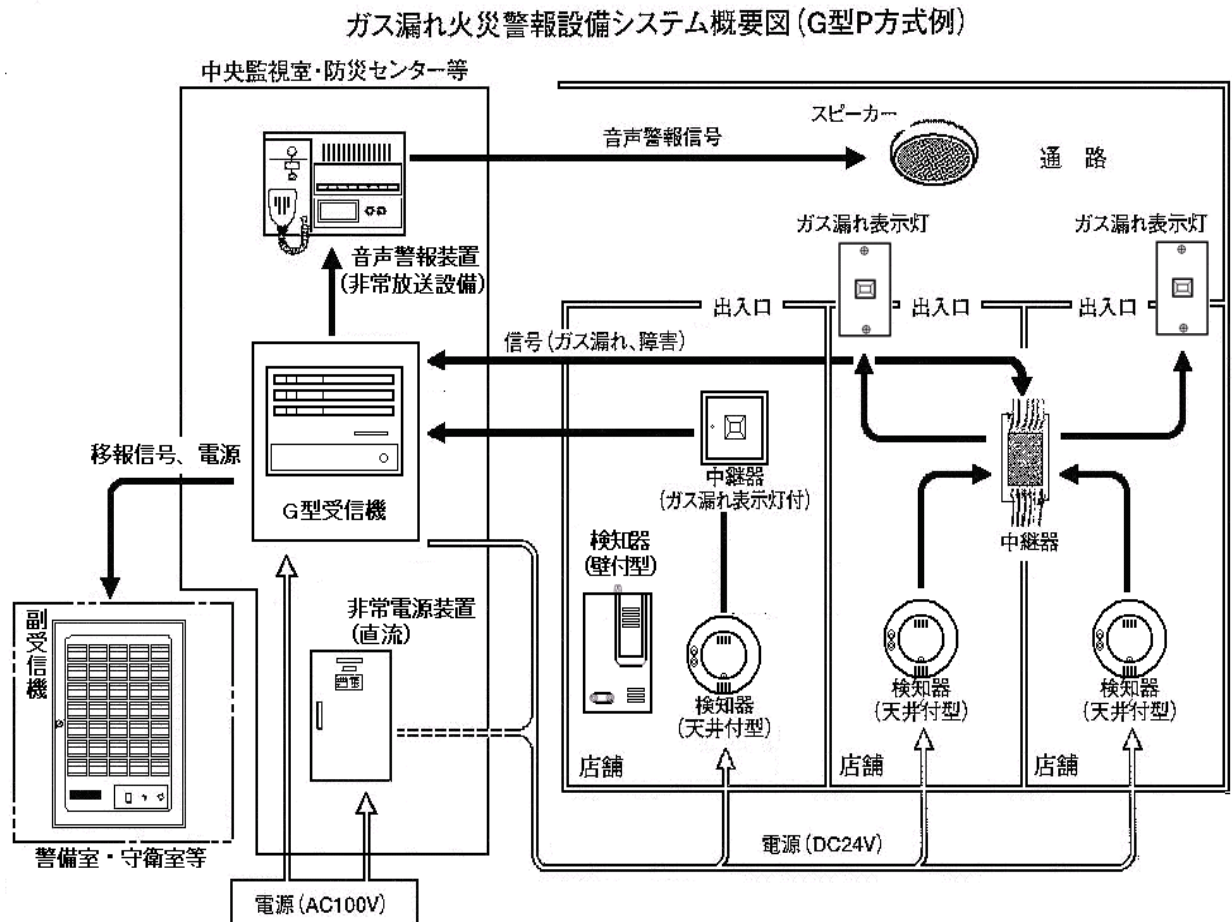


第 12 ガス漏れ火災警報設備

ガス漏れ火災警報設備とは、燃料用ガス又は自然発生する可燃性ガスの漏れを検知し、防火対象物の関係者又は利用者に警報する設備であって、受信機、ガス漏れ検知器、中継器及び警報装置から構成されている。

1 設備の概要



2 用語例

- (1) 軽ガスとは、検知対象ガスの空気に対する比重が 1 未満のものをいう。
(第 12-1 表参照)

第 12-1 表

ガス区分	発熱量 MJ / m ³ (kcal / m ³)	比 重
13A (天然ガス)	46 (11,000)	0.66

- (2) 重ガスとは、検知対象ガスの空気に対する比重が 1 を超えるものをいう。
(第 12-2 表参照)

第 12-2 表

ガス区分	発熱量 MJ / m ³ (kcal / m ³)	比 重
プロパン	99 (24,000)	1.50~2.00

- (3) 燃焼器とは、ガス燃焼機器及び当該機器が接続される末端のガス栓（ホースコック又はネジコック等）をいう。

なお、令第 21 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる防火対象物に存する「消防庁長官が定める燃焼器」については、次のア又はイに掲げるものに存する燃焼器をいう。

ア (1) 項から(4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項又は(9) 項イに掲げるものの地階で、床面積の合計が 1,000 m²以上のもの。

イ (16) 項イに掲げるものの地階のうち、床面積の合計が 1,000 m²以上で、かつ、同表(1) 項から(4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項又は(9) 項イに掲げるものの用途に供される部分の床面積の合計が、500 m²以上のもの。

- (4) 貫通部とは、令第 21 条の 2 第 1 項に規定される防火対象物又はその部分に燃料用ガスを供給する導管が当該防火対象物又はその部分の外壁を貫通する場所をいう。

なお、令第 21 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる防火対象物の部分で「消防庁長官が定める部分」については、次のア又はイに掲げる部分に設けられた貫通部をいう。

ア (1) 項から(4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項又は(9) 項イに掲げるものの地階で、床面積の合計が 1,000 m²以上のもの。

イ (16) 項イに掲げるものの地階のうち、床面積の合計が 1,000 m²以上で、かつ、同表(1) 項から(4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項又は(9) 項イに掲げるものの用途に供される部分の床面積の合計が、500 m²以上のもの。

- (5) 検知区域とは、燃焼器又は貫通部のある場所で一の検知器が有効にガス漏れを検知することができる区域をいう。

- (6) 警戒区域とは、ガス漏れの発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。

- (7) 音声警報装置とは、音声によりガス漏れの発生を防火対象物の関係者及び利用者に警報する装置で、起動装置、表示灯、スピーカー、増幅器、操作部、遠隔操作器、電源及び配線で構成されるものをいう。

- (8) ガス漏れ表示灯とは、表示灯によりガス漏れの発生を通路にいる防火対象物の関係者に警報する装置をいう。

- (9) 検知区域警報装置とは、検知区域内におけるガス漏れを検知区域付近の防火対象物の関係者に警報する装置をいう。

- (10) 温泉の採取のための設備とは、温泉法施行規則第 6 条の 3 第 3 項第 5 号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管をいう。

なお、ガス分離設備については、その名称にかかわらず、貯湯タンク等一定量のガスを分離しているものも含まれる。

- (11) 令第 21 条の 2 第 1 項第 3 号及び規則第 24 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 14 条の 5 第 1 項の都道府県知事の確認を受けた温泉採取設備の場所とは、次の場所をいうものである。

ア 温泉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 35 号）第 6 条の 6 第 1 項の規定により、環境大臣が定めるメタン濃度（平成 20 年環境省告示第 58 号）であるもの。

イ 温泉法施行規則第 6 条の 6 第 2 項の規定により、温泉付随ガスの気泡が目

視できず、近隣にあり、かつ、地質構造、泉質、深度その他の状況からみて温泉付随ガスの性状が類似していると認められる温泉の採取の場所におけるメタン濃度が、環境大臣が定めるメタン濃度であるもの。

- (12) 規則第 24 条の 2 の 2 第 3 項に規定する「可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所」とは、温泉採取設備が設けられた室が 2 面以上開放されている場合をいうものであること。

3 受信機

受信機は、規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 3 号及び第 2 項並びに規則第 24 条の 2 の 4 第 3 号の規定によるほか、次によること。

(1) 常用電源

ア 交流電源

第 11 自動火災報知設備 3.(1).アを準用すること。

イ 蓄電池設備

第 11 自動火災報知設備 3.(1).イを準用すること。

(2) 非常電源

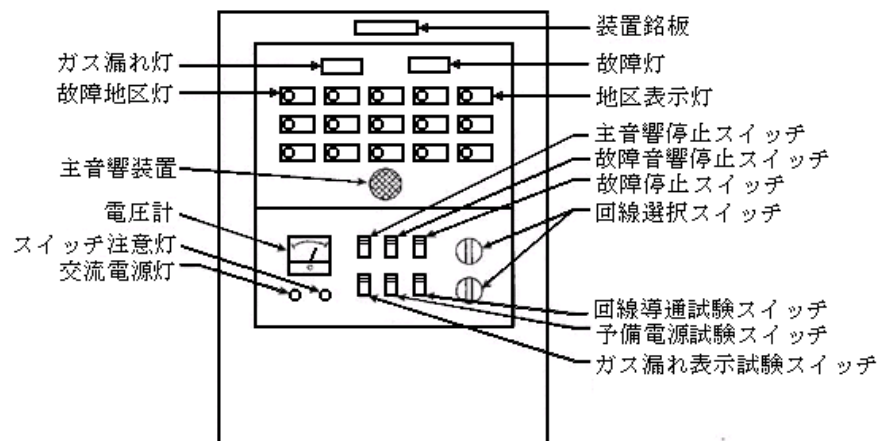
第 3 非常電源の例によるほか、受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

(3) 設置場所

第 11 自動火災報知設備 3.(4).アからキを準用するほか、受信機は放送設備の操作部又は遠隔操作器と併設すること。(音声警報装置を省略する場合に限る。)

(4) 機器

第 11 自動火災報知設備 3.(5)を準用すること。



4 警戒区域

警戒区域は、令第 21 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに規則第 24 条の 2 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定によるほか、次によること。

- (1) 2 以上の独立した建築物にまたがらないこと。
- (2) 受信機の表示窓には、警戒区域の名称等が適正に記入されているか、火災時に名称等が適正に表示されるものであること。
- (3) 警戒区域を設定する場合は、次によること。

ア 一の警戒区域の 1 辺の長さを概ね 50m 以下とすること。㊦ i

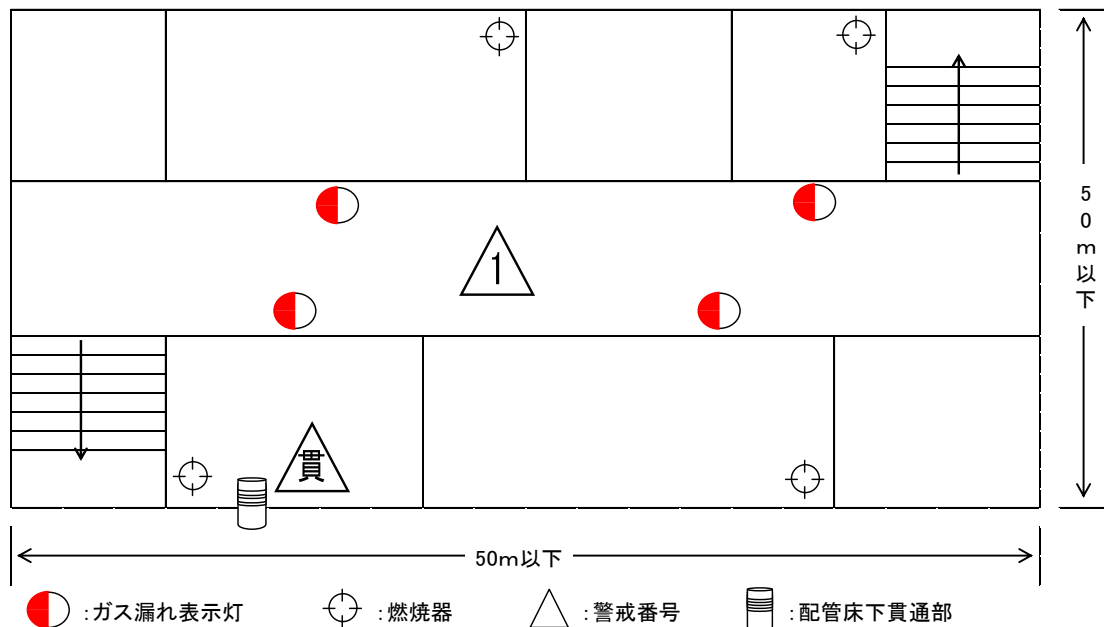
なお、当該警戒区域内に 2 以上の検知区域が分散してある場合についても、一の警戒区域として設定することができる。(第 12-1 図参照)

イ 天井裏及び床下に設ける検知区域に係る警戒区域は、他の警戒区域と区別すること。☞ ii

ウ 警戒区域の境界線は、検知区域のある室(天井裏及び床下の部分を含む。)の壁等(間仕切及び天井から突き出したはりを含む。)とすること。☞ i

(第 12-2 図参照)

<例 1>警戒区域を 1 とする場合(床面積 600 m² 以下)

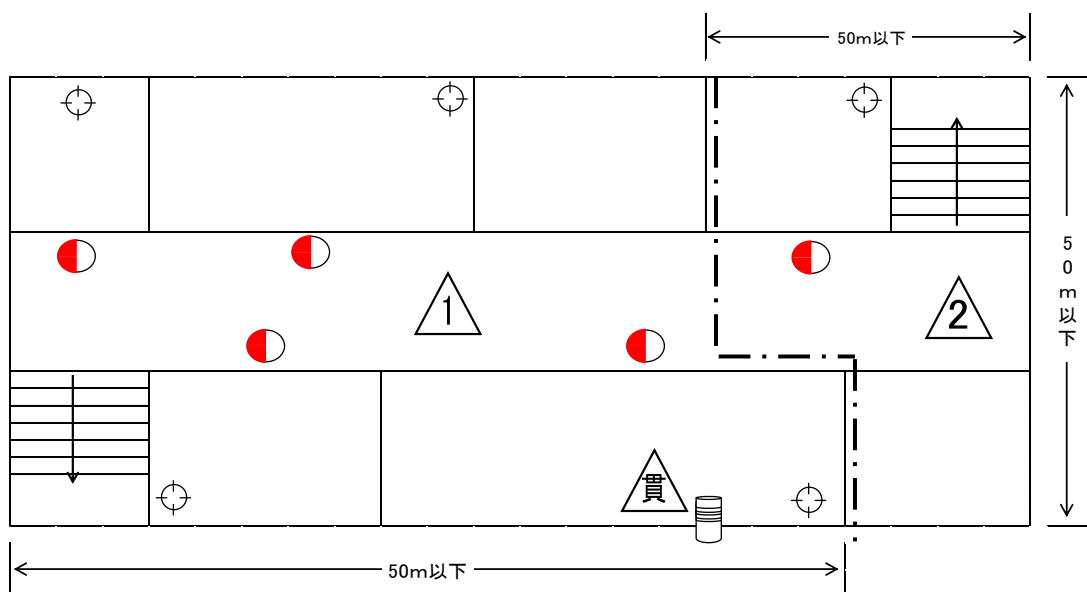


第 12-1 図

※ 警戒区域内の通路中央からガス漏れ表示灯を容易に見通すことができる場合は、警戒区域の面積を 1,000 m²以下とすることができる。

※ 燃焼器の警戒区域と貫通部は別警戒区域とすること。(例 2 に同じ。)

<例 2>警戒区域を分割する場合



第 12-2 図

※ 上記例で床面積が 1,200 m²ある場合、警戒番号 ① を 1,000 m²、警戒番号 ② を 200 m²として分割することもできる。

エ 警戒区域は、防火対象物の 2 以上の階にわたらないものとする。ただし、次による場合は、この限りでない。

(ア) エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類するもの。

(イ) 規則第 24 条の 2 の 2 第 4 項による場合は、検知区域のある 2 の室同士が直接内階段等により接続されること。☞ ii

5 検知器

検知器（分離型検知器にあつては検知部という。）は、次によること。

(1) 常用電源

ア 交流電源

(ア) 受信機及び中継器から電源の供給を受ける検知器

第 11 自動火災報知設備 3.(1).ア ((オ)を除く。)を準用すること。

(イ) 受信機及び中継器から電源の供給を受けない検知器

第 11 自動火災報知設備 3.(1).ア ((ウ)を除く。)を準用するほか、次によること。

a 定格電圧が、150V を超える検知器の金属製外箱は、接地工事を施すこと。

b 回路の分岐点から 3 m 以下の箇所に、各極を同時に開閉できる開閉器及び最大負荷電源の 1.5 倍（3 アンペア未満の場合は 3 アンペアとする。）以上の電流で作動する過電流遮断器（定格遮断電流 20 アンペア以下のものであること。）が設けてあること。

イ 蓄電池設備

第 11 自動火災報知設備 3.(1).イを準用すること。

(2) 非常電源

第 3 非常電源によるほか、受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は非常電源を省略することができる。

(3) 設置方法

ア 共通事項

規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号イ.(イ)及びロ.(イ)に規定される水平距離の算定は、次に定める距離によること。

(ア) ガス燃焼機器は、バーナー部分の中心からの距離

(イ) ガス栓は、当該ガス栓の中心からの距離

(ウ) 貫通部は、外壁の室内に面するガス配管の中心からの距離

イ 軽ガスに対する設置方法

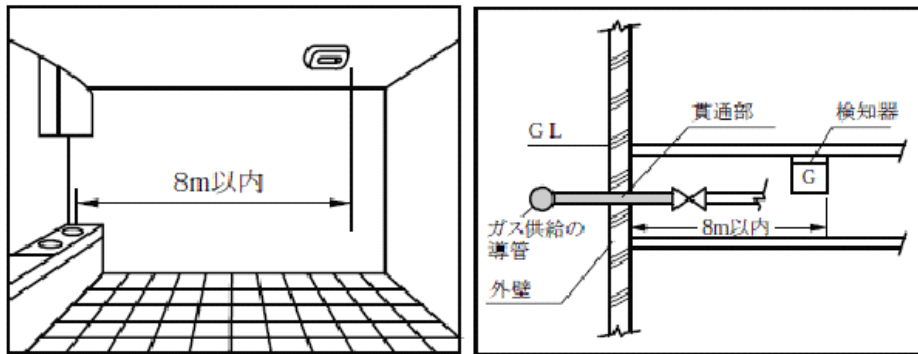
(ア) 検知器の設置場所

検知器は、規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号イ ((ロ)を除く。)の規定によるほか、その他壁面貫通部等でガスが漏洩するおそれがある場合は、その部分にも設けること。☞ ii

(イ) 燃焼器又は貫通部に係る検知器の設置方法

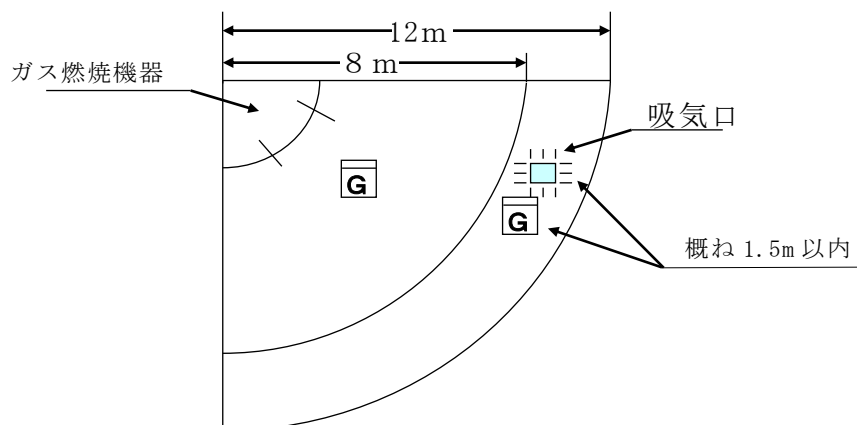
a 燃焼器又は貫通部から水平距離が 8 m 以内のガス漏れを最も有効に検知することができ、かつ、廃ガスの影響の少ない位置に検知器を設けること。

燃焼器又は貫通部から水平距離

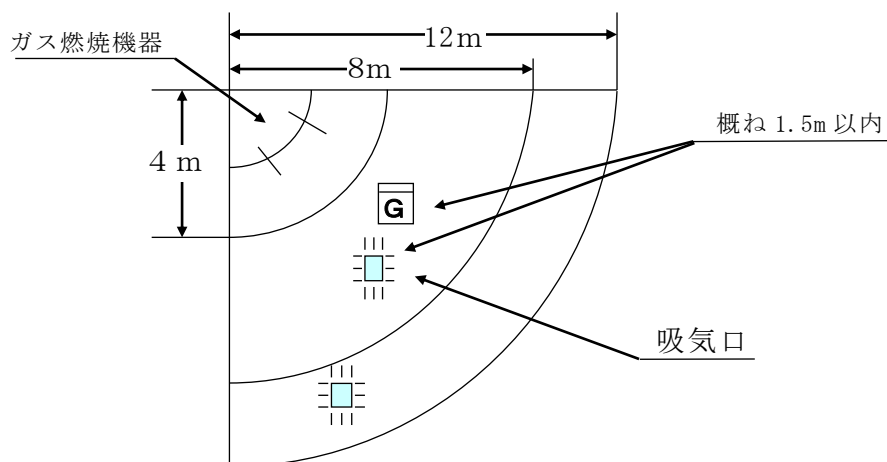


- b 燃焼器又は貫通部から水平距離 12m 以内（廃ガスの影響を受けやすい水平距離 4 m 以内を除く。）で天井面から 0.6m 未満の位置に吸気口がある場合は、a により検知器を設けるほか、燃焼器又は貫通部から最も近い吸気口付近（吸気口から概ね 1.5m 以内の場所）に検知器を設けること。☞ ii（第 12－3 図参照）

ただし、最も近い吸気口が燃焼器又は貫通部から水平距離 4 m を超え 8 m 以内にあり当該吸気口付近に検知器を設けた場合は、a に設ける検知器を省略することができる。（第 12－4 図参照）



第 12－3 図



第 12－4 図

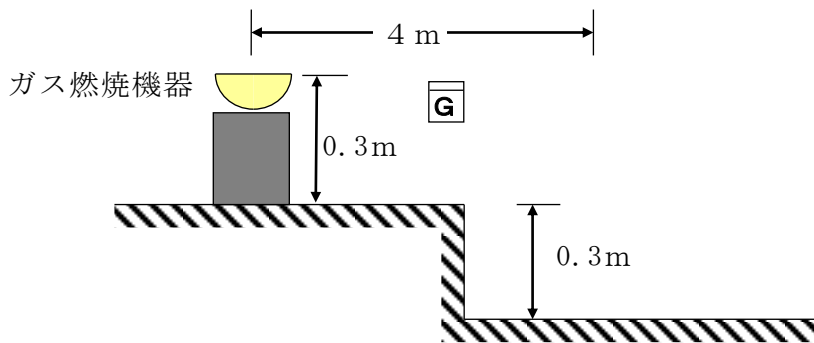
ウ 重ガスに対する設置方法

(ア) 検知器の設置場所

検知器は、規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号ロ（ロ）を除く。）の規定によるほか、その他壁面貫通部等でガスが漏洩するおそれがある場合は、その部分に設けること。☞ ii

(イ) 検知器の設置方法

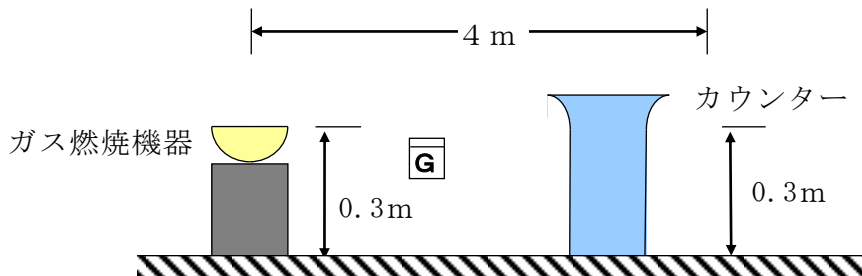
床面に段差がある場合、燃焼器又は貫通部の設けられている側に検知器を設けること。（第 12－5 図参照）



第 12－5 図

(ウ) 燃焼器又は貫通部から水平距離 4 m 以内に床面から 0.3 m を超えるカウンター等がある場合、検知器は燃焼器又は貫通部の側に設けること。

（第 12－6 図参照）



第 12－6 図

(4) 温泉の採取のための設備に設ける検知器は、次によること。

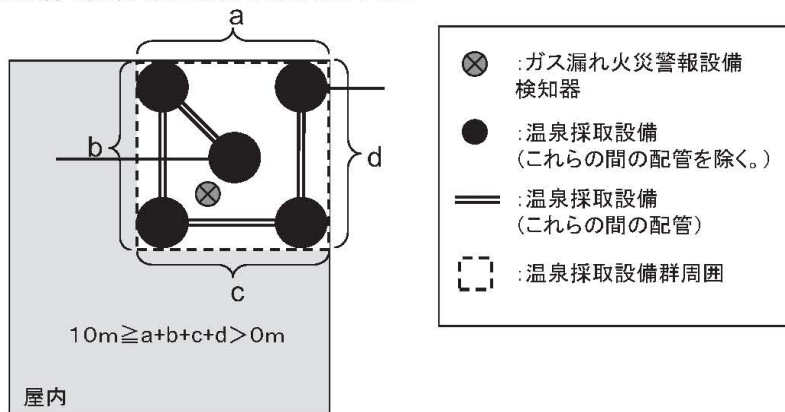
ア 軽ガスに対する設置方法

(ア) 温泉の採取のための設備の周囲の長さ 10m につき 1 個以上、当該設備の付近でガスを有効に検知できる場所（天井面等が 0.6m 以上突き出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より設備側）に設けること。

(イ) 温泉の採取のための設備が使用される室の天井面等の付近（天井面から 0.6m 未満の位置）に吸気口がある場合には、当該温泉の採取のための設備との間の天井面等が 0.6m 以上突き出したはり等によって区画されていない吸気口のうち、温泉の採取のための設備に最も近いものの付近（吸気口から概ね 1.5m 以内の場所）に設けること。

(ウ) ガスの濃度を指示するための装置を防災センター等（常時人のいる場所）に設けること。

温泉採取設備の周囲の長さの測り方の例図



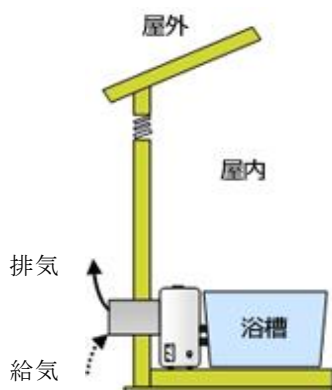
ア 重ガスに対する設置方法

- (ア) 温泉の採取のための設備の周囲の長さ 10mにつき 1 個以上、当該設備の付近でガスを有効に検知できる場所に設けること。
- (イ) ガスの濃度を指示するための装置を防災センター等（常時人のいる場所）に設けること。

(5) 検知器の設置を要しない場所

規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号の規定によるほか、次によること。

- ア 腐食性ガスの発生する場所等で検知器の機能保持が困難な場所
- イ 空気吸入口が屋外に面している密閉式バーナー（B F 式及び F F 式）を有するガス燃焼機器（当該機器が接続されるガス栓を含む。）のある場所



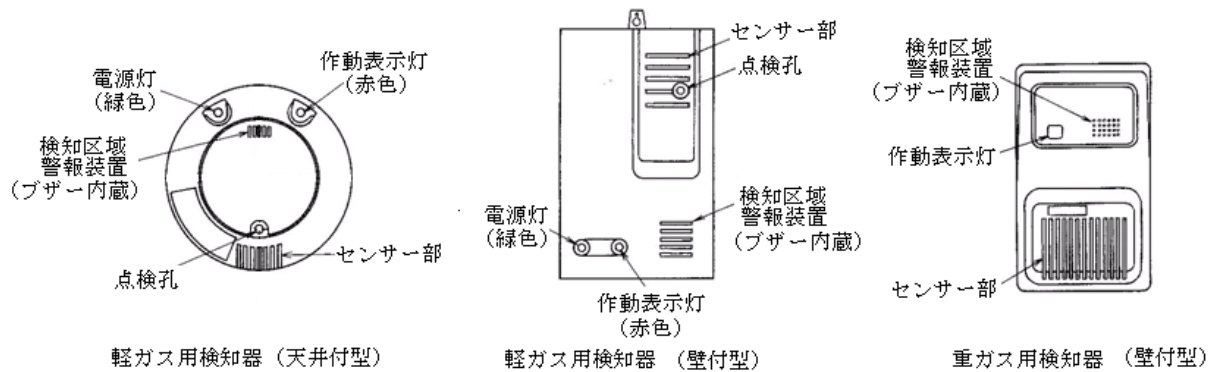
※「B F」とは、Balanced Flue
(自然吸排気：排気ファン無)
「F F」とは、Forced Draught Balanced Flue
(強制吸排気：排気ファン有)

ウ カートリッジ式ガスボンベを内蔵するガス燃焼機器のある場所

(6) 機器

検知器の構造及び性能については、昭和 56 年 6 月 20 日付け消防庁告示第 2 号「ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用中継器及び受信機の基準」に適合したものとする。また、液化石油ガスを対象とする検知器は、高圧ガス保安協会の行う検定、その他のガスを対象とする検知器は、(一財)日本ガス機器検査協会の行う検査に合格したものであること。

機 器	対 象 ガ ス	検 定 ・ 検 査 機 関	マ ー ク
検 知 器	都 市 ガ ス	(一財) 日本ガス機器 検 査 協 会	
	液 化 石 油 ガ ス	高 圧 ガ ス 保 安 協 会	  



6 中継器

中継器は規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 2 号及び第 2 項並びに規則第 24 条の 2 の 4 第 2 号の規定によるほか、次によること。

(1) 常用電源

ア 交流電源

(ア) 受信機及び検知器から電源の供給を受ける中継器

第 11 自動火災報知設備 3.(1).ア ((オ)を除く。)を準用すること。

(イ) 受信機及び検知器から電源の供給を受けない中継器

第 11 自動火災報知設備 3.(1).ア ((ウ)を除く。)を準用すること。

イ 蓄電池設備

第 11 自動火災報知設備 3.(1).イを準用すること。

(2) 非常電源

第 3 非常電源によるほか、受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

(3) 設置方法

第 11 自動火災報知設備 6.(4)を準用すること。

なお、検知器にアドレスを付加するために検知器上部に取り付けられるもの及びガス漏れ表示灯の機能を附したのものについては、防火上の措置を要しないもの。

(4) 機器

検定品であること。

7 警報装置

規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 4 号の規定によるほか、次によること。

(1) 音声警報装置

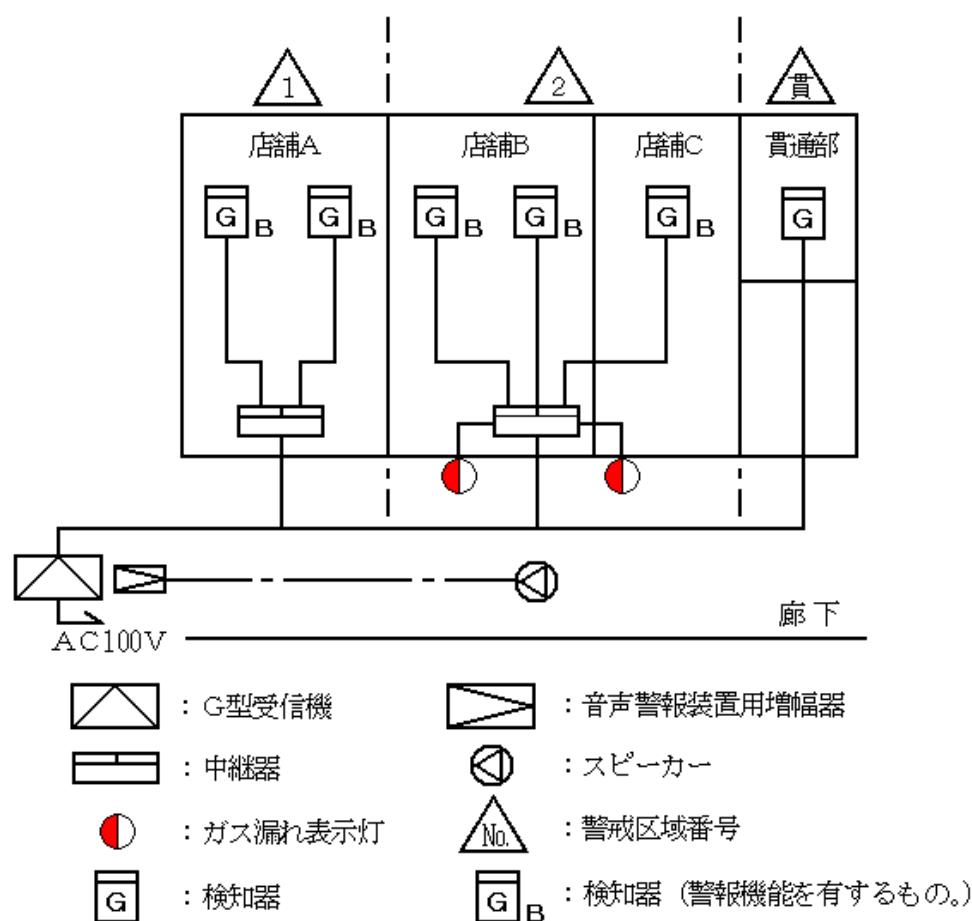
第 15 非常警報設備 3 を準用すること。

なお、音圧にあっては、任意の場所で 65dB 以上の音圧を確保し、他の騒音が発生することが事前に把握できる場所にあっては、その騒音より概ね 6dB 以上大きい音圧が確保できること。イ

(2) ガス漏れ表示灯

ガス漏れ表示灯は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。

ア 一の警戒区域が 2 以上の室からなる場合又は天井裏若しくは床下を警戒する場合、検知区域のある室ごとの主たる出入口付近（天井裏又は床下の部分にあっては点検口付近）にガス漏れ表示灯を設けること。



イ ガス漏れ表示灯の設置位置は、床面から 4.5m 以下とすること。

ウ ガス漏れ表示灯の直近には、ガス漏れ表示灯である旨の標識（「第 25 標識」参照）を設けること。

(3) 検知区域警報装置

検知区域警報装置は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。

ア 検知区域警報装置は、検知区域内に設けること。

イ 機械室その他常時人のいない場所で一の警戒区域が 2 以上の検知区域から構成される場合又は天井裏若しくは床下の部分の検知区域にあっては、当該検知区域ごとに検知区域警報装置を設けること。

ウ 検知区域警報装置の直近には、検知区域警報装置である旨の標識を設けること。ただし、検知器に警報機能を有する場合は、この限りでない。

エ 警報音は、他の騒音等と明らかに区別すること。

8 配線及び工事方法

第 11 自動火災報知設備 13 を準用するほか、検知器の電源の供給までは、次による場合を除きコンセントを使用しないものであること。

- (1) 検知器の電源の供給停止が受信機で確認できるものであること。
- (2) コンセントは、引き掛け型コンセント等容易に離脱しない構造のものであること。
- (3) コンセントは、検知器専用のものであること。

9 総合操作盤

第 2 屋内消火栓設備 15 を準用すること。

〈ガス漏れ火災警報設備〉性能検査

1 配線検査（絶縁抵抗）

電源回路、検知器回路、音響装置回路の電路と大地間との絶縁抵抗値を絶縁抵抗測定器により測定（検知回路にあっては、1 回線ごとに測定）し、電路と大地間との電圧が 150V 以下の場合は、 $0.1\text{M}\Omega$ 以上、電路と大地間との電圧が 150V を超える場合は、 $0.2\text{M}\Omega$ 以上であることを確認する。

※ 絶縁抵抗値の測定方法は、第 11 自動火災報知設備「性能検査」. 1 【絶縁抵抗の測定方法例】を準用すること。

2 送り配線検査（常時開路式の検知器（1 回線の接続個数が 2 以上のもの）回路のものに限る。）

次表で定める警戒区域数に応じた任意の検査回線数について、当該検査回線のうちの検知器が送り配線となっていることを確認した後に、検知器の一線を外し、当該回線の検知器を作動させることにより行う。

- （1） 検知器の配線は、送り配線となっていること。
- （2） 受信機の当該回線がガス漏れ表示しないこと。

警戒区域数	検査回線数
10 以下	1
11 以上 50 以下	2
51 以上	3

3 受信機検査（ガス漏れ表示検査）

ガス漏れ表示試験スイッチを所定の操作方法により操作して回線ごとに検査を行う。また、検査中、他の任意の回線を作動させる。

- （1） ガス漏れ表示試験用スイッチ及び回線選択スイッチ等を操作し、ガス漏れ灯及び警戒区域の表示装置の点灯が正常であり、容易に識別できるほか、主音響装置の鳴動が正常であり、他の警報音や騒音と明らかに区別して聞き取れるかを確認する。

なお、遅延時間を有するもの及び自己保持機能を有するものは、これらの機能が正常であること。

- （2） 受信機をガス漏れ表示試験状態にした後、他の回線の任意の検知器を作動させ（回路方式のものにあっては信号回路の端子を短絡することにより）、ガス漏れ灯及び警戒区域の表示装置及び主音響装置の作動が正常であることを確認する。

4 受信機検査（回路導通検査（試験装置を有するものに限る。））

導通試験スイッチ及び回線選択スイッチを操作して回路導通状況検査を各回線ごとに行う。また、検査中、他の任意の回線を作動させる。

- （1） 回路導通検査により、信号回路の断線の有無、受信機と中継器との接続状況を次により確認する。

ア 試験用計器の指示により確認するもの

導通試験用スイッチ及び回路選択スイッチを操作し、各回線ごとに試験用

計器の指示値が適正な範囲内であることを確認する。

イ 断線表示灯により確認するもの

信号回路の終端器等の端子をはずし、各回線ごとに断線表示灯が点灯することを確認する。

- (2) 受信機を回路導通検査状態にした後、他の回線の任意の検知器を作動させ(常時回路方式のものにあつては信号回路の端子を短絡することにより)、ガス漏れ灯及び警戒区域の表示装置及び主音響装置の作動が正常であることを確認する。

5 受信機検査(同時作動検査)

任意の2回線の検知器(1回線当たり1個とする。)を同時にガス漏れ作動状態にさせた場合に、中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動が正常であり、受信機の機能に異常をきたさないかどうかを確認する。

6 受信機検査(予備電源検査(受信機又は検知器に係るもの))

常用電源を遮断した場合、常用電源から予備電源に自動的に切り替えられ、復旧した場合、予備電源から常用電源に切り替わるかどうかの切り替え作動が正常であることを確認し、その場合の電圧値及び容量についても適性であるかを確認する。また、予備電源試験スイッチを操作した場合についても、上記と同様であることを確認する。

7 受信機検査(非常電源検査)

常用電源の遮断及び復旧を行い、次のことを確認する。

なお、予備電源が非常電源を兼用している場合は、予備電源検査を行うことにより当該試験を省略することができる。

- (1) 常用電源を遮断した場合、自動的に非常電源に切り替えられ、復旧した場合、自動的に非常電源から常用電源に切り替えられるか、また、その場合の電圧値及び容量が正常であることを確認する。(自家発電設備を非常電源とする場合は、電源が当該自家発電設備に切り替わるまでの間、有効に作動、監視できる容量を有した予備電源を備えていること。)
- (2) 非常電源に切り替えた状態において、火災表示検査を行い非常電源により正常に作動するかどうかを確認する。

8 受信機検査(故障表示検査)

次のいずれかの場合において、音響装置及び故障表示灯の作動状況を確認する。

- (1) 検知器、受信機又は他の中継器から電力が供給される方式の中継器から外部負荷に電力を供給する回路のヒューズを取り外すか又はブレーカーを遮断した場合に、音響装置及び故障表示灯が自動的に作動すること。
- (2) 検知器、受信機又は他の中継器から電力が供給されない方式の中継器の常用電源を遮断した場合及び当該中継器から外部負荷に直接電力を供給する回路のヒューズを取り外すか又はブレーカーを遮断した場合に、音響装置及び故障表示灯が自動的に作動すること。
- (3) 検知器(電源停止表示機能を有するもの)の常用電源を遮断し、受信機側で当該電源の停止を確認する。

9 受信機検査(付属装置検査(付属装置を接続したものに限る。))

受信機又は中継器が受信したガス漏れ信号を他の付属装置に正常に移報するかどうかをガス漏れ表示検査又は検知器を作動させることにより次のことを確認する。

- (1) 付属装置が作動した場合に受信機の機能に有害な影響を及ぼさないこと。
- (2) 総合操作盤を接続するものについては、受信機からの信号を総合操作盤に移報した場合において、その動作が適正であること。

10 受信機検査(相互作動検査(一の防火対象物に 2 以上の受信機が設けられているものに限る。))

一の防火対象物において 2 以上の受信機が設けられている場合、相互通話の状況及び音声警報装置の鳴動状況を確認する。

- (1) 受信機相互間で同時通話できる電話、インターホン等が設けられている場合、相互の通話を行い、同時相互通話ができること。
- (2) 各受信機のガス漏れ表示試験スイッチを試験側に倒し、回線選択スイッチ等を操作していずれの受信機からも音声警報装置が正常に鳴動すること。

11 中継器検査(回路導通検査(中継器に回路導通の有無を確認する装置を有するものに限る。)、予備電源検査(内蔵型のものに限る。))

導通試験スイッチ及び回線選択スイッチを操作して回路導通状況検査を各回線ごとに行う。また、予備電源を内蔵したものについては電源の切り替え作動状況を確認する。

- (1) 回路導通検査(試験装置を有するものに限る。)により、信号回路の断線の有無、受信機と中継器との接続状況を次により確認する。
 - ア 試験用計器の指示により確認するもの
導通試験用スイッチ及び回路選択スイッチを操作し、各回線ごとに試験用計器の指示値が適正な範囲内であることを確認する。
 - イ 断線表示灯により確認するもの
信号回路の終端器等の端子をはずし、各回線ごとに断線表示灯が点灯することを確認する。
- (2) 常用電源を遮断した場合、常用電源から予備電源に自動的に切り替えられ、復旧した場合、予備電源から常用電源に切り替わるかどうかの切り替え作動が正常であることを確認する。

12 検知器作動検査

検知器の作動について試験器を用いて検査を実施し、作動状況、作動時間及び濃度指示値の表示等が適正であるかを確認する。

- (1) 検知器の作動状況及び表示までの時間等について以下の方法で確認する。
 - ア 検知器の検知部分に次の(ア)に掲げる試験用ガスを加ガス試験器により加え、検知器の作動の有無及び受信機が作動するまでの時間を(イ)から(エ)までにより測定するとともに、中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動状況を確認する。
 - (ア) 試験用ガスは、当該検知対象ガスとするか又はメタン(対空気比重が 1 未満のガス用)若しくはイソブタン(対空気比重が 1 を超えるガス用)等のいずれかを主成分としたものであること。この場合の試験用ガスの濃度は、当該試験用ガスの爆発下限界のおおむね $1/4$ であること。
 - (イ) 作動確認灯を有する検知器にあつては、作動確認灯の点灯から受信機

のガス漏れ灯が点灯するまでの時間を測定する。

(ウ) (イ)によることができない場合で、検知区域警報装置又は中継器の作動確認灯により検知器の作動が確認できる場合は、検知区域警報装置の作動又は中継器の作動確認灯の点灯から受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間を測定する。

(エ) (イ)及び(ウ)によることができない場合には、試験用ガスを加えた後、受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間を測定する。

イ アによる試験の合否判定基準は次の(ア)、(イ)のとおり

(ア) 中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動が正常であり、受信機の機能に異常をきたさないかどうか確認する。

(イ) ア(イ)から(エ)までにより測定した時間から、次の a 及び b に定める時間を差し引いた時間が 60 秒以内であること。

a 中継器を介する場合は 5 秒

b ア(エ)の場合は 20 秒

(2) ガス濃度を指示するための装置にあっては、当該指示値が適正であること(温泉の採取のための設備が設置されているものに設ける場合に限る。)

(3) 温泉の採取のための設備に設置されている検知器で、受信機を設けない場合にあっては、非常電源検査を以下の通り実施する

ア 常用電源を遮断した場合、自動的に非常電源に切り替えられ、復旧した場合、自動的に非常電源から常用電源に切り替えられるか、また、その場合の電圧値及び容量が正常であるかを確認する。(自家発電設備を非常電源とする場合は、電源が当該自家発電設備に切り替わるまでの間、有効に作動、監視できる容量を有した予備電源を備えていること。)

イ 非常電源に切り替えた状態において、作動検査を行い、正常に作動するかどうかを確認する。

【点検方法】

- 1 支持棒・加ガス口を本体に取り付ける。
- 2 電池電圧の確認を行う。
- 3 ゼロ調整を行う。
- 4 点検ガスをセットする。
- 5 ガス濃度調整を行う。
- 6 点検を行う。



加ガス試験器

13 警報装置作動検査（音声警報装置、ガス漏れ表示灯、検知区域警報装置）

音声警報装置、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置について作動状況等を確認する。

(1) 音声警報装置を作動させ、他の警報音や騒音と明らかに区別して聞き取ることができるとともに、2以上の受信機が設けられている場合については、いずれの場所からも作動させることができることを確認する。

なお、音圧にあっては、任意の場所で 65dB 以上の音圧を確保し、他の騒音が発生することが事前に把握できる場所にあつては、その騒音より概ね 6dB 以上大きい音圧が確保できること。☞ i

(2) 検知器の作動検査を行った場合に、前方 3 m 離れた地点でガス漏れ表示灯が

点灯していることが確認できるほか、作動した検知器の設けられている店舗等が容易に識別できることを確認する。

- (3) 検知器の作動検査を行った場合に、検知区域警報装置から 1 m 離れた位置における音圧について騒音計（A 特性）を用いて測定し、70dB 以上であるかを確認する。

※ 一般的に検知器が警報機能を有しているため、検知区域警報装置は省略できることが多い。